

区民の声の公表（令和5年6月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
常任委員会のオンライン傍聴と審議資料のダウンロードを可能にして下さい	教育の在り様に強い関心を持ち、私達はかねてより、文教委員会審議の傍聴を仲間と行っています。家族の介護等で傍聴に出向けない仲間も居り、議場に行かなくても審議状況をオンラインで見られたら・・・と望んでいます。オンラインによるライブ中継の実施を是非実現して下さい。併せて審議資料のダウンロードを可能にして下さい。（現在、傍聴者は退場時に全資料の返還を求められていますが、他の市区自治体と較べて不合理だと感じています。）	世田谷区議会では、現在、本会議及び予算・決算特別委員会について、ライブ・録画によるインターネット配信を実施しております。ご要望いただきました、常任委員会の中継につきましては、新庁舎への移転後どのように取り組んでいくか、検討に着手したところです。また、委員会資料につきましては、区が議会に提出した資料として、区ホームページにおいて追って掲載しており、ダウンロードすることが出来るようになっております。	区議会事務局	電話 03-5432-2772 FAX 03-5432-3030	令和5年6月1日	
代沢東地区会館のリフォーム	いつも代沢東地区会館を利用してる者ですが、トイレが汚いのでリフォームしてほしいです。使う人も多いのでトイレや内装のリフォームをしてください。	各施設の改修工事については、区内施設全体の改修工事計画に則って順次行っています。代沢東地区会館につきましては、今年度、外壁及び屋上防水改修等の工事を実施する予定です。ご指摘いただいたトイレの改修につきましては、地区会館全体の給排水設備及び空調等の電気設備の改修工事として、令和12年度を予定しているところです。	北沢総合支所 地域振興課	電話 03-5478-8045 FAX 03-5432-8004	令和5年6月5日	
公立学校配布iPadに関して	ようやく、Youtubeのアプリがホーム画面から消えましたが、iPadのスクリーンタイムから制限もしづらく、デフォルトでSafariからYoutubeへのアクセスができないように設定していただきたい。また、以前何度もYoutubeは不要なので削除依頼を依頼し、教育委員会からはYoutubeは必要だからインストールしていると回答をいただいたが、今年度になってYoutubeアプリがホーム画面から削除されていた。このことについて、教育委員会の見解を聞きたい。	学習用タブレット型端末につきましては、「せたがやまなびチャンネル」をはじめ、動画コンテンツを学校教育で使用する場合があることから、YoutubeアプリやWebブラウザにてYoutubeを閲覧できるようにしております。利用にあたっては、先進自治体の事例や学識経験者の意見等も踏まえ、不適切なサイトを閲覧できなくするなどのコンテンツフィルタリングを設定した上で、お子さんが多様な情報にアクセスして学びを広げられるよう、使用制限はなるべく行わない設定にしています。また、保護者とお子様とで話し合っていたいたうえて、ご家庭での利用状況に応じて端末の利用設定を実施いただけるよう、令和4年12月より「スクリーンタイム機能」を提供しています。学習用タブレット端末の適切な活用や、長時間使すぎず節度を持って利用すること、安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICTリテラシーについては、引き続き学校からもお子さんへ指導してまいりますので、お困りのことがありましたら学校へご相談ください。なお、区の学習用タブレット型端末において「Youtubeのアプリをホーム画面から削除する」という設定を配信したということですが、ご家庭でのスクリーンタイムの設定によっては「Youtubeのアプリをホーム画面から消える」ことが起こりうるものと考えています。	教育総合センター 教育研究・ICT推進課	電話 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和5年6月5日	
歩きタバコ、自転車バイクなど乗車中の喫煙、公園での喫煙について	私は喘息で、タバコの煙を吸ってしまうと咳と、呼吸が苦しい状態が2時間から3時間続いてしまいます。発がん性物質も多数含まれていて、発育途中の子どもたちにも良くないので、歩きタバコや公園で喫煙している人への取り締まりを少し強くできますでしょうか。	世田谷区では、屋外の公共の場所等での環境美化の促進及び迷惑防止のため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としています。たばこルールの実施にあたり、環境美化指導員による巡回や電柱巻着板の設置、路面標示シートの設置、区のおしらせ等による情報発信、地域の自治会・町会と協力したキャンペーンの実施などに取り組んでいます。また、お困りの場所がありましたら、環境美化指導員による巡回を重点的に実施しますので、住所や施設の名称等をご連絡ください。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和5年6月12日	
男性に対するHPV任意予防接種費用助成について	男性へのワクチンの接種補助が、多くの自治体で開始されています。しかし、補助は小6～高1の男性に限定されています。人口が多く、日本全体の地方行政に強い影響力のある世田谷区が、年齢や性的指向を問わない接種の無償化を推進することで、世田谷区の子宮頸がんの発症、死亡率が大きく下がることが期待されます。このことは、区民にも区政にもとても強いメリットを生み、他の地域の範となるのではないのでしょうか。その先には、がん死亡率の低い世田谷区、がん死亡率の低い日本が待っています。	世田谷区では、小学6年生から高校1年生相当の女子及び平成9年度から平成18年度生まれの女性（キャッチアップ接種）は定期接種として、公費負担により予防接種を受けることができます。男性については、令和4年8月に国の委員会定期予防接種化についての議論がなされていますが、現時点では定期予防接種の対象にはなっておりません。男性への区独自の費用助成につきましても、今後も国や都の動向を確認しながら、対応を検討して参ります。	世田谷保健所 感染症対策課	電話 03-5432-2437 FAX 03-5432-3022	令和5年6月12日	
祖師ヶ谷大蔵駅	視覚障害をお持ちの方から、祖師ヶ谷大蔵駅前は通路に障害物が多く困っていると聞きました。福祉車両優先スペースに一般車や商用車が止まったり、その看板やポール、自転車など社会的弱者が通るには極めて不便に構造になってます。至急、改修対応をお願いしたい。特に福祉車両優先の看板は金属カッターが雑でちょうど人の顔あたり、鋭利な切り口があり、大きな事故になる可能性があります。	ご意見をいただきました、祖師ヶ谷大蔵駅の高架下通路につきまして、現地を確認させていただきました。福祉車両優先スペース付近に設置してあるポールについては、関係各所と調整のうえ対応を検討してまいります。また、福祉車両優先の看板の上部角には、防護カバーを設置する方向で検討してまいります。	土木部 工事第二課 (砧土木管理事務所)	電話 03-3417-9571 FAX 03-3417-9573	令和5年6月12日	
梅丘図書館仮事務所 開館時間延長のお願い	梅丘図書館の仮事務所の開館時間を週一回だけでも21時にしていただけないでしょうか。19時までだと本の受取ができず予約期限が切れてしまいます。ご検討よろしく願いいたします。	改築工事に伴い梅丘図書館を休館するにあたりまして、利用者の皆様の読書環境を少しでも維持できるよう、臨時的な措置として、松原六丁目に仮事務所を設置しているところです。この度は仮事務所ということで開館時間が短く、ご不便をおかけしており、誠に申し訳ございません。工事期間の令和7年度までは、大変お手数をおかけいたしますが、21時まで開館しております近隣の経堂図書館や図書館カウンター下北沢をご利用いただくなど、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和5年6月12日	
エコプラザ用賀でのリユースについて	エコプラザ用賀で新しいリユースの取組みが始まりました。自分では使えないが誰かに使ってほしいものがあったり、自力でエコプラザ用賀に持ち込めない人はごみとして出すしかないのでしょうか。粗大ごみでも修理しなくて使えるものは、リユースしてほしいです。多少汚れていても欲しい人が自分できれいにするとおもいます。	エコプラザ用賀で新しく開始したリユース事業は、「ご家庭で不要になったものでまだ使えるものを粗大ごみとして出さずにリユースしてもらう」ことを目的に実施しています。エコプラザ用賀では、区民からの持ち込み品のほか、ホームページで「粗大ごみとして収集したものをリユース品として取り扱う場合がございます」とお断りした上で、粗大ごみとして排出されたもののうちまだ使える一部のものもリユース品として扱っています。エコプラザ用賀から離れた所に住んでいる方や車の無い方などは持ち込みが難しいということは課題であると認識しています。今後ごみ減量のためにより区民が使いやすいリユース事業となるよう検討してまいります。	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3253 FAX 03-6304-3341	令和5年6月15日	

<p>路上喫煙禁止プレート（タバコ吸殻）</p>	<p>タバコの吸殻対策に道路に直接「路上喫煙禁止プレート」を印字して頂きたいです。費用は発生しますか。 外壁には区から頂いたプレートを二枚程 貼り付けてますが、雨などで剥がれてきます。印字も薄くなります。 これからは台風シーズンのため排水溝が詰まらないか心配です。</p>	<p>路面標示シート設置の費用につきましては、自己負担はありません。設置希望場所を環境保全課までご相談いただければ対応します。しかしながら、私道など設置ができない場所も一部ございますので、予めご了承願います。</p>	<p>環境政策部 環境保全課</p>	<p>電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981</p>	<p>令和5年6月15日</p>	
<p>省エネ・再エネポイントアクションの事業について</p>	<p>6月15日発行の区のおしらせに省エネポイントアクション関連の記事が掲載されていましたが、改善を要望します。 記事を拝読したところ、今年は 1、せたがやpayポイントを付与（昨年まではせたがやギフトカードを送付） 2、申込みはホームページのみ（昨年までは申込書をFAXで可）と記されていました。すなわち、今年からはスマホを所有してしていないと応募すらできないことになりました。 スマホの所有率は高齢者ほど低いことに鑑みると、今回の変更は「持たざる者に対する差別」「高齢者の排除」「高齢者に対する差別」と言わざるを得ません。 あまりにも乱暴な変更です。 キャッシュレス化のため区がせたがやpayを推進することに関しては一定の理解はしています。 しかし突然、スマホがないと応募すらできなくすることには、強い違和感を覚えます。 周知期間を確保する観点からも、せめて今年は 1、せたがやpayポイント付与に加え、せたがやギフトカードの郵送も行なう。 2、申込みはホームページに加え、電話またはFAXでも可とする。 に変更することを強く希望します。</p>	<p>省エネ・再エネポイントアクション事業は、1人でも多くの区民の方に省エネルギーや脱炭素の重要性を知っていただく、啓発・周知の取り組みです。これまで延べ約5600人にご参加いただきましたが、90万人の区民の方に知っていただくには、まだまだ不十分と考えています。脱炭素社会の実現は喫緊の課題であり、これまで参加されていなかった区民の皆様にも広くご参加いただきたいとのねらいから、約10万人が利用する、せたがやPay利用者の方やスマートフォンをお使いの方を今年度の主なターゲット層としています。 また、せたがやPayのポイントを報酬とすることにより、各種通知等の印刷や郵送をなくし、CO2削減に寄与する側面もあること、国策としてのキャッシュレスの普及を図ることなども背景としています。 今年度からの早急な変更となりましたが、脱炭素社会への移行は急がねばならず、これまで参加をされていなかった区民の皆様にも早急に省エネ活動と再エネ利用にご参加いただきたく、また地域のデジタル化をさらに加速したいという、この二つの観点からの取組みであることをご理解願えればと思います。</p>	<p>環境政策部 環境・エネルギー 施策推進課</p>	<p>電話 03-6432-7130 FAX 03-6432-7981</p>	<p>令和5年6月16日</p>	
<p>災害対策</p>	<p>M7クラスの首都直下型地震が起きた場合に、木造密集地域などで発生が予想される火災旋風は防げるのでしょうか。 スタンドパイプや可搬ポンプなど消火資機材の使用法や設置場所について、町会や消防団などの一部の人を除いて、ほとんどの人が知らないのではないのでしょうか。 消火器が何台ありますという話がよくされますがそれはあくまで初期消火に役立つだけで、いったん火の手が回れば、全く歯が立たないのではないのでしょうか。 一刻一秒を争う状況の時にそのような人的な方法に期待することがそもそも間違っているのではないかと思います。 大規模な火災を防ぐには、人的な方法に頼るのではなくて、ハイテク技術を大胆に重用していくべきではないかと思います。例えば遠隔操作できる放水銃を、消防車が入れない木密地域内にその広さに応じて一定数設置するなどの検討が必要です。 M7以上の首都直下地震の後では、自分や家族の命を守ることで精一杯で誰もがまともに動けなくなると思います。ハイテクな消防設備を網の目のように張り巡らして、木密地域に対して即座に消火活動ができる消防体制を構築する。それ以外に確実に効果的に火災旋風を防ぐ方法はないように思います。 首都直下地震はいつ起きてもおかしくないと言われておりますが、今から本腰を入れてやればまだまだ間に合うと思います。</p>	<p>震災時の火災被害を防ぐには、出火件数自体を減少させることが必要であり、そのためには地域における初期消火が重要であると認識しています。令和4年5月に見直された首都直下地震等による東京の被害想定においても、初期消火を含めた出火防止対策を今後さらに推進していくことで、死者数、焼失棟数を大幅に減少できると推計されました。 世田谷区においては、初期消火対応の支援として区の施設にスタンドパイプを配備しているほか、町会等への資機材助成を行い、各地域においてスタンドパイプや可搬ポンプなどの配備を進めていただいております。スタンドパイプは、設置場所をホームページで周知しており、防災教室の機会を捉えて消防機関と連携しながら取扱い訓練を実施しています。 今後も引き続き、初期消火対応への普及啓発・支援を進めるとともに、地域のより幅広い方々が防災・消火活動に取り組んでいただけるよう普及啓発に努めてまいります。 ご意見をいただきました火災被害軽減のためのハイテク技術の活用につきましては、施策改善の参考とさせていただきます、今後の災害対応を検討してまいります。</p>	<p>危機管理部 災害対策課</p>	<p>電話 03-5432-2265 FAX 03-5432-3014</p>	<p>令和5年6月19日</p>	
<p>千歳温水プール等のプログラムについて</p>	<p>火曜日の9時半からのヨガは、非常に人気があり、1時間前に到着しないと参加できない状況です。 人気があり、集客ができるコンテンツであるため、開催回数を増やして頂けると区民の満足度は上がるのではないのでしょうか。また、区民の健康度の向上や小さいながらも区の収入増にもなると思います。 ヨガ、ピラティス、骨盤矯正、大蔵運動場の大人向けテニスなどのコースは大変人気があり、先着順で、なかなか予約や参加ができず、とても残念です。同じ思いの方々もいらっしゃると思います。もっと会場や時間帯を増やしたり、民間企業と連携などして、この区民の運動したい気持ちにお応え頂けると嬉しいです。</p>	<p>プログラムの実施は参加者の方が安全かつ快適にプログラムにご参加いただけるよう、人数制限を設けさせていただいております。 プログラムの開催回数等のご提案につきましては指定管理者である（公財）世田谷区スポーツ振興財団に共有し、今後の参考とさせていただきます。 区といたしましては、提案いただいたご意見も参考にしながら、多くの区民の方が気軽にスポーツを楽しみ、運動ができる環境づくりに、引き続き取り組んでまいります。 今後とも、千歳温水プールが皆様にとって利用しやすい施設となるよう努めてまいります。</p>	<p>スポーツ推進部 スポーツ施設課</p>	<p>電話 03-5432-2744 FAX 03-5432-3080</p>	<p>令和5年6月20日</p>	
<p>玉川総合支所の東側にある記念碑と井戸の芝生エリアへの立ち入りについて</p>	<p>玉川総合支所の東側にある記念碑と井戸の芝生エリアへの立ち入りについてお伺いします。 記憶が曖昧ですが、同所は2年以上に亘り「芝生養生中につき立入禁止」となっています。芝生は明らかに二夏以上を経過して十分に立入可能な状態です。 周囲の植栽も順調に生育しています。 同所には手動の井戸があり保育園に通う孫が、時折井戸を動かして水がでることを楽しみにしていました。その後は長期に亘り立入禁止となり、毎日のように「いつになったら入れるのか」と楽しみにしています。 どうぞ現状をご確認のうえ、早期に立入禁止を解除されるようお願いいたします。</p>	<p>玉川総合支所の東側にある芝生エリア（ポケットパーク）は、令和3年1月に新庁舎が開設した際には、災害時用のマンホールトイレを併設した広場として近隣住民の皆様には開放していましたが、開設当初は芝生の生育状況が悪く、芝生養生のため立ち入り禁止としていました。 ポケットパークについては、引き続き芝生の状態を見ながら管理をしていきますが、現在は、ご指摘のとおり芝生も十分に生育していると判断し、開放することにしました。お孫様も楽しみにされているとのことですので、ご利用いただければと思います。</p>	<p>玉川総合支所 地域振興課</p>	<p>電話 03-3702-1133 FAX 03-3702-0942</p>	<p>令和5年6月23日</p>	
<p>議員定数と給料</p>	<p>雑誌に議員の数、立候補者の数が首都圏で多いのは、議員のギャラが多いからだと思うとありました。 ヨーロッパでは、無給のところもあると、聞いています。 ある自治体では、町会議員20名を10名にしたと、町長さんが言っていました。 世田谷は、同様には、なりませんか。</p>	<p>区では、条例におきまして議員の数（50人）やその報酬の額を定めています。 特に、報酬の額につきましては、区の附属機関である「世田谷区特別職報酬等審議会」において毎年審議が行われ、その審議結果を踏まえて、報酬の額が決定されています。 一般的に、議員の数やその報酬の額を減らすと、次のようなメリットがあるとされています。 ○議員に支払う報酬が減り、住民の税負担が軽減される。 ○話し合いが円滑に進み、意思決定が迅速化される。 一方で、次のようなデメリットがあるとされています。 ●少数派の民意を行政に反映させづらくなる。（少数弱者の声が封じられる恐れ） ●行政を「けん制」する力が弱まり、住民に不利益がもたらされる可能性がある。 このように、議員の数等を減らすことを決めるには、様々な要素を総合的に考慮する必要があり、慎重に議論されるべきものと考えています。</p>	<p>総務部 総務課</p>	<p>電話 03-5432-2062 FAX 03-5432-3000</p>	<p>令和5年6月26日</p>	

<p>発達障害児への支援をもっと手厚くしてほしい</p>	<p>うちの子は知的障害を伴う自閉症です。幼稚園に通っています。療育施設、放課後等デイサービスの不足は発達障害児の保護者たちの間では切実な悩みです。 一日10人定員では、全希望者の期待に沿えないと経営者も言っています。事業所がもう一か所療育施設を開設したくても、家賃補助もない、定員10人ではまかなえないなど、支援する側の方も困っておられます。放課後等デイサービスは1年以上待ちであったり、30人待ちであったりします。発達障害児はどんどん増えています。どうか世田谷区で、子育てをしやすくしていただきたいです。 今この時が、発達障害児にとっては一番伸びるときです。(3歳~18歳)彼らが身辺自立し、親亡き後も幸せに暮らしていけるように、サポートを強化していただきたいです。 どうかよろしくをお願いします。</p>	<p>児童発達支援及び放課後等デイサービス等の療育施設では、民間事業所が主体となり、障害のあるお子さんの日常生活における基本的な動作の指導や集団への適応訓練などを行っております。区といたしましても、児童発達支援や放課後等デイサービスが不足しているとお声は認識しており、療育施設の今後の整備に関して検討を進めているところです。 事業者への開設・運営支援を推進するとともに、より多くの方が児童発達支援や放課後等デイサービスを利用できるよう、取り組みを進めてまいります。</p>	<p>障害福祉部 障害保健福祉課</p>	<p>電話 03-5432-2242 FAX 03-5432-3021</p>	<p>令和5年6月28日</p>	
<p>過誤納金還付請求書兼口座振替依頼書の押印廃止</p>	<p>過誤納金還付請求書兼口座振替依頼書を本日受け取りました。 記入例を見ますと、氏名欄には押印が必要とされていますが、昨今では自筆署名すれば押印は不要というのが普通だと思います。疑問に感じて電話で確認したところ、押印が必要という回答でした。 正直なところ、押印は面倒です。また、税金が還付されるということは、納税者の立場からすると、区が強制的に徴収したお金が多すぎたという捉え方になります。その点で言えば、還付手続きはできるだけ納税者が楽な方法にして頂きたいものです。 この書類は直筆署名に加えて押印まで必要な物とは思えないので、お伺いしたいのですが、将来的に直筆署名すれば押印は省略できるようにする計画はございますか。 また、現状で直筆署名に加えて押印が必要とされる根拠(条例など)があればご教示ください。</p>	<p>区における押印の見直しにつきましては、区ホームページに記載していますように、区民サービスの利便性の向上及び行政サービスの効率化・デジタル化をさらに推進するため、申請書・届出書等における「押印見直しの基準」を令和3年2月に定め、この基準に基づき、押印の見直しに取り組んでおります。 ご意見をお寄せいただきました過誤納金還付請求書兼口座振替依頼書につきましては、当面、押印を廃止することができない文書の一つとしていることから押印が必要としております。 区における押印の見直しにつきましては、国や都の動向なども踏まえながら、今後も継続して取り組んでいくこととしております。</p>	<p>財務部 納税課</p>	<p>電話 03-5432-2197 FAX 03-5432-3012</p>	<p>令和5年6月29日</p>	<p>押印の見直しについて(区HP)</p>